

提出資料一覧表

- ・**事前受付票(企業用)を提出せずに、事前受付票(技術者用)を提出することは認めない。**事前受付票(企業用)及びその添付資料のみを提出し、事前受付票(技術者用)を提出しないことは可とする。事前受付票(技術者用)は複数提出を可とする。
- ・該当があれば、事前受付票(企業用)には企業様式1、事前受付票(技術者用)には技術者様式1-1、1-2、1-3及び1-4を添付すること。
- ・その他必要な添付資料は、様式の項目ごとに下記のとおりである。

資格等名称	様式名称	必要な添付資料	留意事項
賃上げ表明書の写の確認	事前受付票(企業用)項目4	<input type="checkbox"/> ①賃上げ表明書の写及び中小企業の場合は法人税申告書	■対象期間の当該入札工事において、参加する全ての案件について賃上げ表明する場合のみ事前受付を行う。
災害活動の実態等	企業様式1	<p>【災害緊急活動】</p> <input type="checkbox"/> ①国、地方自治体または公共施設の管理団体からの要請があったことを確認できる資料	<p>■①②補足:【災害緊急活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札工事の公告開始日以前過去3年度以内の稚内開発建設部管内における活動であること。 ・公共施設の管理団体とは、地方公共団体の指定管理者制度に基づく者、港湾管理者、漁業協同組合、NEXCO等とする。 <p>■③補足:【防災活動の実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札工事の公告開始日以前過去3年度以内の稚内開発建設部管内における活動であること。 <p>■④補足:【農業施設の保全活動及び地域防災活動(農業のみ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倉庫や土地については、本店、支店及び営業所の社屋を除く。 ・災害活動時にリースするものは対象外とする。
		<p><input type="checkbox"/>②国、地方自治体または公共施設の管理団体からの要請のない活動は、活動に対してのものであることが確認できる表彰、感謝状、礼状の写し</p> <p>【防災活動の実績】</p> <p>③国、地方自治体等を含めた防災訓練の実施や協力、催事等での防災に関する広報活動とする。実績を確認するため、参加証明書や活動の実施状況(実施年月日を含む)が確認できる写真等</p> <p>【支援体制】</p> <p>④災害活動時の資機材の保管が可能な倉庫や土地の保有又は、災害対応時に利用可能な資機材を常時保有してい確認できる施設等の図面や写真等</p>	
		<p><input type="checkbox"/>③建設業等団体の証明書の写し(団体としての協定の場合。令和4年4月1日以降のものに限る)</p>	
災害協定	事前受付票(企業用)項目3	<input type="checkbox"/> ①協定書の写し <input type="checkbox"/> ②稚内開発建設部管内に出動が可能な体制があることを証明する書類(体制表、名簿等で体制を証明できる資料) <input type="checkbox"/> ③建設業等団体の証明書の写し(団体としての協定の場合。令和4年4月1日以降のものに限る)	<p>■入札参加者単独で協定締結している…①、②が必要</p> <p>■協定締結団体の構成員である…①、②体制表、③が必要</p> <p>(※稚内建設協会会員については、不要)</p>
維持工事の施工実績	事前受付票(企業用)項目2	<p>【道路部門】</p> <input type="checkbox"/> ①稚内開発建設部管内における北海道開発局発注の年間維持除雪工事の施工実績が連続5年以上ある場合は、施工実績が確認できる資料(CORINSの写し)	
北海道開発局長等優良工事表彰又は工事成績優秀企業表彰及び「i-Construction 大賞受賞」、「インフラDX大賞受賞」、「i-Con奨励賞」	事前受付票(企業用)項目1		■表彰の有無は当部で確認するので、添付資料不要

<p>漁港漁場関係事業優良請負者表彰</p>	<p>事前受付票 (企業用) 項目1</p>		<p>■表彰の有無は当部で確認するので、添付資料不要</p>
<p>技術者の北海道開発局長等優良工事表彰</p>	<p>事前受付票 (技術者用) 項目4</p>		<p>■表彰の有無は当部で確認するので、添付資料不要 入札公告時点で参加企業に3年間継続して在籍していない者については、加点できないこととなったため、事前受付において添付資料は不要とする。 ※今後発注される工事については、技術資料の添付書類として、入札公告時点で参加企業に3年間継続して在籍していることが確認できる書類の写しが必要となる。(健康保険被保険者証又は住民税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用))</p>
<p>技術者の資格等</p>	<p>事前受付票 (技術者用) 生年月日及び 項目1①、2、5</p>	<p><input type="checkbox"/>①生年月日を証明する書類 <input type="checkbox"/>②資格や免許を証明する書類(資格証、各種免許証の写し) <input type="checkbox"/>③監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し <input type="checkbox"/>④恒常的な継続雇用を証明する書類(監理技術者資格者証の写し、技術者証がない場合は健康保険被保険者証又は住民税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)の写し)。 <input type="checkbox"/>⑤CPD推奨単位取得証明書(継続学習制度(CPDS)学習履歴証明書)</p>	<p>■①補足:②③④の資料に生年月日が記載されていれば、それで足りる。 ■④補足:提出日以前3カ月以上の雇用関係を確認するもの。 通常は、監理技術者資格者証の写しで足りる。 ただし、監理技術者資格者証の更新日が提出日から3カ月未満である場合は、健康保険被保険者証又は住民税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)の写しが必要。 ■⑤補足:証明をとる場合は、証明期間について留意すること(別表参照)。</p>
<p>施工環境監理者の資格</p>	<p>事前受付票 (技術者用) 項目1②</p>	<p>【漁港部門】 <input type="checkbox"/>①資格や免許を証明する書類(資格証、各種免許証の写し)</p>	
<p>舗装施工管理技術者の資格</p>	<p>事前受付票 (技術者用) 項目1③</p>	<p>【舗装】 <input type="checkbox"/>①資格や免許を証明する書類(資格証、各種免許証の写し)</p>	
<p>技術者の工事成績</p>	<p>技術者様式 1-1、 1-2、 1-3、 1-4</p>	<p><input type="checkbox"/>①CORINSの写し <input type="checkbox"/>②工事成績評定通知書の写し <input type="checkbox"/>③現場代理人等通知書(及び変更届け)の写し <input type="checkbox"/>④出産、育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合、これを証明するための書類。 <input type="checkbox"/>⑤事業促進PPP、又はCM(施工段階に限る)に従事していた場合、これを証明する書類。</p>	<p>■①補足:以下の内容を確認するもの。 ・過去10年度以内か。従事した役職が確認できるか。専任又は常駐で配置された日数を確認できるか。 ■①③補足:CORINS写しで上記を確認できない場合は、③の写し、契約書の写し、特記仕様書等の確認が可能な資料を併せて添付すること。 ■①補足:経常JVでの実績で申請する場合、出資比率が20%以上であることをCORINSの写しで証明できない場合は協定書の写しを添付すること。 ■④、⑤については、該当する場合添付すること。</p>

(別表)

監理(主任)技術者の継続教育の取組

下記の団体が実施しているいずれかのCPD (Continuing Professional Development) プログラムの推奨単位数以上の取得を証明 (実施団体の証明書の写しを提出) すれば加点する。

なお、単位取得期間が分かる推奨単位取得証明書を添付すること。

例えば(一社)全国土木施工管理技士連合会の場合、単位取得期間については、「1年間」の場合は、令和4年4月1日から申請書及び資料の提出期限までの間の任意の1年間の証明書を可とし、「2年間」の場合は令和3年4月1日から申請書及び資料の提出期限までの間の任意の2年間の証明書を可とし、「3年間」の場合は、令和2年4月1日から申請書及び資料の提出期限までの間の任意の3年間の証明書を可とし、「4年間」の場合は平成31年4月1日から申請書及び資料の提出期限までの間の任意の4年間の証明書を可とし、「5年間」の場合は平成30年4月1日から申請書及び資料の提出期限までの間の任意の5年間の証明書を可とする。

入札工事の工事区分が「加算対象工事区分」に掲げられている工事区分の場合に加点する。

なお、下記のうち、建築CPD会議及び(公社)日本造園学会によるものは、事前受付においては対象とはしない。

また、(公社)農業農村工学会によるものは、農業部門以外の工事では、評価されないので留意すること。

加点対象CPD実施団体	加点対象工事区分	推奨単位数等
(一社)全国土木施工管理技士連合会	一般土木、舗装、維持、鋼橋上部、PSコンクリート、しゅんせつ、機械装置、塗装、電気、その他	10ユニット/1年間、20ユニット/2年間、30ユニット/3年間、50ユニット/4年間、70ユニット/5年間
(公社)土木学会	一般土木、舗装、維持、鋼橋上部、PSコンクリート、しゅんせつ、機械装置、塗装、電気、その他	5年間で175単位 (R2～R4まで年間25単位以上、H30～H31まで年間50単位以上)
(公社)日本技士会	全般	25CPD時間/1年間、75CPD時間/3年間
(公社)農業農村工学会	農業工事	8単位/1年間

※令和5年4月1日以降の、総合評価落札方式については、推奨単位が緩和されています。